

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令(文部科学四)
- 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働三〇)
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同三一)
- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同三二)
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(同三三)
- 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(同三四)
- 介護老人保健施設等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令(同三五)
- 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令(同三六)

〔告 示〕

- 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等の一部を改正する件(厚生労働六七)
- 厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件(同六八)
- 厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件(同六九)
- 厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件(同七〇)
- 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部を改正する件(同七一)
- 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部を改正する件(同七二)
- 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部を改正する件(同七三)
- 介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を改正する件(同七四)
- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件(同七五)
- 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部を改正する件(同七六)
- 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件(同七七)

〔省 令〕

- 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件(同七八)
- 厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等の一部を改正する件(同七九)
- 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数の一部を改正する件(同八〇)
- 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービスの支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部を改正する件(同八一)
- 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護等に係る厚生労働大臣が定める者等を定める件(同八二)
- 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域を定める件(同八三)
- 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部を改正する件(同八四)
- 厚生労働大臣が認められた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額の一部を改正する件(同八五)

〔公 告〕

- 職業に必要な知識等の習得に資する教育訓練又は職業能力試験の認定に関する規程に基づく認定を受けた教育訓練及び職業能力試験を告示する件(同八六)
- 道路に関する件(東北地方整備局二三、二四)
- 道路に関する件(関東地方整備局五五)
- 道路に関する件(中部地方整備局二二)
- 高速自動車国道に関する件(中国地方整備局一五、一六)
- 自動車専用道路を指定する件(同七一)
- 道路に関する件(同一八〇)
- 都市計画に関する件(同一二〇)
- 道路に関する件(九州地方整備局二四、二五)
- 自動車専用道路を指定する件(同二六)
- 道路に関する件(北海道開発局二二、二四)

〔公 告〕

- 諸事項
- 破産、免責、再生関係
- 特殊法人等
- 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条関係、税理士証票無効・登録まつ消 特定計量器型式承認関係
- 地方公共団体
- 公債償還(東京都、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係)
- 会社その他
- 会社決算公告

省 令

○文部科学省令第四号

へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百三十三号）第五条の二及び第五条の三の規定に基づき、へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十三日

文部科学大臣 塩谷 立

へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令

へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十二号を第十九号とし、第七号の二から第十一号までを七号ずつ繰り下げ、同条第七号中「当該学校」を「当該学校から最短の距離にある当該学校」に、「支所、出張所その他これに類するものを除く。」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条に規定する事務（主として学校に係るものに限る。）を処理するものという。」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 金融機関 金融機関（銀行その他の預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び貯金をいう。）の受入れ及び為替取引を業として行う者（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行を除く。）をいう。）であつて、公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の納付又は収納に関する事務処理を行うものうち、当該学校から最短の距離に所在するものをいう。

十二 スーパーマーケット 当該学校から最短の距離にある日常生活のため必要な生鮮食品その他衣食住等に関する各種商品を販売する店舗をいう。

第二条第六号後段中「郵便局」を「郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）」に改め、同号を同条第九号とし、同条第五号を第八号とし、第四号の二を第七号とし、同条第四号前段中「病院」を「旧総合病院」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 病院 当該学校から最短の距離にある医療法第一条の五に規定する病院（旧総合病院を除く。）をいう。

第二条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「付加点数」を「調整点数」に改め、「第六条」の下に「又は第六条の二」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三 合計点数 基準点数に第六条の規定により算定した調整点数を加え、又は第六条の二の規定により算定した調整点数を減じて得た点数をいう。

第三条中「基準点数と付加点数との」を削る。

第四条第二項中「こえる」を「超える」に改める。

第四条第五項を次のように改める。

5 当該学校から医療機関（旧総合病院、病院又は診療所をいう。以下この項において同じ。）までの距離の要素における該当点数の算定は、次の各号に定める場合に該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める方法によつて行うものとする。

一 当該学校から最短の距離にある医療機関が旧総合病院である場合は、当該旧総合病院までの距離に係る点数に三を乗じて得た点数とし、病院及び診療所までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に三を乗じて得た点数を超えることができないものとする。

二 当該学校から最短の距離にある医療機関が病院である場合は、当該病院までの距離に係る点数に二を乗じて得た点数に旧総合病院までの距離に係る点数を加えた点数とし、診療所までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に二を乗じて得た点数を超えることができないものとする。

三 当該学校から最短の距離にある医療機関が診療所で、かつ、当該学校から当該診療所に次に短い距離にある医療機関が旧総合病院である場合は、当該診療所までの距離に係る点数に当該旧総合病院までの距離に係る点数に二を乗じて得た点数を加えた点数とし、病院までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に二を乗じて得た点数を超えることができないものとする。

第五条第一項第二号中「普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二年自治省令第二十六号）による改正前の」を削り、「四級地から八級地まで」を「三級地及び四級地」に改める。

第六条の見出しを「調整点数」に改め、同条第一項及び第二項中「付加点数」を「調整点数」に改め、同条第二項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、同項に次の二号を加える。

四 当該学校において、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第七号から第十号に規定するサービス及びそれに相当するサービスが提供されていない場合は五

点

五 当該学校において、携帯電話を通话のために使用できない場合は五

点

第六条の二 当該学校から人口三万人以上の市町村の市役所又は町村役場の所在する地点までの距離が四十キロメートル未満の場合は、当該学校が所在する地域の実情に応じて、三十点以内で都道府県教育委員会又は人事委員会が定める点数を調整点数とする。

第七条中「基準点数と付加点数との」を削り、「かかわらず」の下に「当該」を加える。

第十条中「基準点数と付加点数との」を削る。

第十三条中「基準点数及び付加点数」を削る。

別表第一及び第二を次のように改める。

別表第一 陸地用基準点数表

要 素	細 分	点 数																							
		2キロ	4キロ	6キロ	8キロ	10キロ	12キロ	14キロ	16キロ	20キロ	24キロ	28キロ	32キロ	36キロ	40キロ	44キロ	48キロ	54キロ	60キロ	66キロ	72キロ	80キロ	90キロ	100キロ	120キロ
駅又は停留所 までの距離	交通機関の ない部分	2点	4点	6点	8点	10点	12点	14点	16点	20点	24点	28点	32点	36点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点	40点
	交通機関の ある部分	1	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
田舎合衆院までの距離	交通機関の ある部分	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12	12	
	交通機関の ない部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
病院までの距離	交通機関の ある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	交通機関の ない部分	1	2	4	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
診療所までの距離	交通機関の ある部分	0	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	交通機関の ない部分	2	4	7	10	13	16	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	
高等学校までの距離	交通機関の ある部分	0	2	2	3	5	6	8	9	12	15	18	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	
	交通機関の ない部分	1	2	3	4	5	6	8	9	12	15	18	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	
郵便局までの距離	交通機関の ある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	交通機関の ない部分	2	4	6	10	13	16	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	
市町村教育委員会 までの距離	交通機関の ある部分	0	2	2	3	5	6	8	9	12	15	18	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	
	交通機関の ない部分	1	2	3	4	5	6	8	9	12	15	18	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	
金融機関 までの距離	交通機関の ある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	交通機関の ない部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
スーパーマーケット までの距離	交通機関の ある部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	交通機関の ない部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
市の中心地 までの距離	交通機関の ある部分	1	1	1	1	2	3	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	交通機関の ない部分	0	1	1	1	2	3	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
県庁所在地又は二 府庁所在地の中心 地までの距離	交通機関の ある部分	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12	12	
	交通機関の ない部分	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	7	8	9	10	11	

附 則

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。
2 この省令の施行の日以後最初に行う第十三条第一項の規定による指定は、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十二年四月一日に行うものとする。

○厚生労働省令第三十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第六項及び第十項、第七十一条第一項、第七十二条第一項、第一百五十五条の十において準用する第七十一条第一項並びに第二百四十四条の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 舛添 要一

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
第九条を次のように改める。

第九条

法第八条第六項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 病院、診療所又は薬局の歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。）及び管理栄養士

二 病院、診療所又は訪問看護ステーション（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に

関する基準（平成十一年厚生省告示第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーション及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第六十三条第一項第一号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）の保健師、看護師及び准看護師

第九条の二に次の一項を加える。

5 保健師、看護師又は准看護師（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。）により行われる居宅療養管理指導は、居宅要介護者の居宅において、実施される療養上の相談及び支援とする。
第十四条に次の一号を加える。

四 診療所（前二号に掲げるものを除く。）

第二十二條の八中「歯科衛生士（）」を「保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士（）」に改める。

第二十二條の九に次の一項を加える。

5 保健師、看護師又は准看護師（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。）により行われる介護予防居宅療養管理指導は、居宅要支援者の居宅において、実施される療養上の相談及び支援とする。
第二十二條の十四に次の一号を加える。

四 診療所（前二号に掲げるものを除く。）

第百十五條第一項第十一号中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）」を「指定居宅サービス等基準」に改める。
第百十八條第一項第五号中「又は薬局」を「薬局又は訪問看護ステーション」に改める。

第百二十七條中「及び訪問リハビリテーション」を「訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション」に改める。

第百四十條の三第一項第十一号中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」を「指定介護予防サービス等基準」に改める。

第百四十條の六第一項第五号中「又は薬局」を「薬局又は訪問看護ステーション」に改める。

第百四十條の十五中「及び介護予防訪問リハビリテーション」を「介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション」に改める。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（指定居宅サービス事業者に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定による保険医療機関の指定を受けている病院又は診療所（以下「病院等」という。）の開設者（通所リハビリテーションに係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十一条第一項本文の指定を受けている病院等の開設者を除く。）については、施行日に、当該病院等により行われる通所リハビリテーションに係る法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院等の開設者が施行日の前日までに、次の事項を記載した申出書を当該申し出に係る保険医療機関の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出して行う別段の申し出を行ったとき又はその指定の時に法第七十七条第一項若しくは第百十五條の二十九第六項の規定により法第四十一条第一項本文の指定を取り消されているときは、この限りでない。

一 当該申出に係る保険医療機関の名称及び開設の場所並びに開設者及び管理者の氏名及び住所

二 当該申出に係る居宅サービスの種類

三 前号に係る居宅サービスについて指定居宅サービス事業者とみなされる者に係る法第四十一条第一項本文の指定を不要とする旨

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る法第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院等について、健康保険法第八十條の規定による保険医療機関の指定の取消があつたときは、その効力を失う。

3 この省令の施行の際現に健康保険法第六十三条第三項第一号の規定による保険医療機関の指定を受けている病院等の開設者（通所リハビリテーションに係る法第四十一条第一項本文の指定を受けている病院等の開設者に限る。）については、前二項の規定を準用する。この場合において、第一項の規定中「施行日」とあるのは、「法第七十條の二第二項に規定する指定の有効期間の満了の日の翌日」と、「施行日の前日」とあるのは、「法第七十條の二第二項に規定する指定の有効期間の満了の日」と読み替えるものとする。

4 この省令の施行の際現に介護予防通所リハビリテーションに係る法第五十三条第一項本文の指定を受けている病院等の開設者については、前三項の規定を準用する。この場合において、第一項の規定中「第四十一条第一項本文」とあるのは、「第五十三条第一項本文」と読み替えるものとする。

〔厚生労働省令第三十一号〕
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十一年三月十三日
厚生労働大臣 舛添 要一

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項に次のたし書を加える。

ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じた常勤換算方法によることができる。
第八十四条中「薬剤師」の下に、「看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第八十五条第一項第一号口中「薬剤師」の下に、「看護職員」を加え、同項に次の一号を加える。
三 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス等基準第六十三条第一項にいう指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。以下この章において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員第八十六条第一項中「又は薬局」を、「薬局又は指定訪問看護ステーション等」に改める。
第八十九条に次の一項を加える。

三 看護職員が行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要の情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。
二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

三 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。
第二百五条の六中「五人」を「八人」に改める。
第二百五条の七第二項中「八平方メートル」を「六・四平方メートル」に改める。

第百十一条第一項第二号イを次のように改める。
イ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第一百七十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第十六条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十人以下の場合には、その提供を行う時間帯以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

第百十一条第一項第二号口中「当該指定通所リハビリテーション」を「リハビリテーション」に、「常勤換算方法で、〇・二以上確保されること」を「利用者が百又はその端数を増すこと」に「一以上確保されること」に改め、同条第二項中「であつて、指定通所リハビリテーションの提供が同時に十人以上の利用者に対して一体的に行われるものを単位とする場合にあつては」を「である場合は」に改め、同項第一号を次のように改める。
一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合には、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。
四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。
第百四十二条第一項に次の一号を加える。

第百四十二条第一項第三号中「診療所である」を「診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」に改め、同項に次の一号を加える。
四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。
イ 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとすること。
ロ 食堂及び浴室を有すること。
ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。
第百四十三条第二項中「第三号」の下に「及び第四号」を加える。
第百四十四条中「若しくは診療所」を削り、「療養病床に係る病室」の下に、「診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室」を加える。
第百五十四条に次の一号を加える。
三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数
附則 第五條 削除
附 則
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
〇厚生労働省令第三十二号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十一年三月十三日
厚生労働大臣 舛添 要一

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「できるものとする」を「できるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の職務に従事することができるものとする」に改める。

第二十四条第六号中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）を「指定居宅サービス等基準」に改める。

第三十一条第二項中「指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。」を削る。

第六十三条第五項中「場合にあつては」を「場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは」に、「とす」を「置かない」に改める。

第六十六条の見出しを「登録定員及び利用定員」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

- 一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人まで
- 二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の三分の一から九人まで

第六十七条第二項第一号を次のように改める。

一 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

第六十七条第二項第二号八中「通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内において指定小規模多機能型居宅介護事業者が定める一日当たりの利用者の上限をいう。以下同じ。】を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第二条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号を次のように改める。

- 三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

○厚生労働省令第三十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 舛添 要一

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

第八十七条中「薬剤師」の下に、「看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）を加える。

第八十八条第一項第一号口中「薬剤師」の下に、「看護職員」を加え、同項に次の一号を加える。

- 三 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第六十条第一項にいう指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員

第八十九条第一項中「又は薬局」を「薬局又は指定訪問看護ステーション等」に改める。

第九十五条に次の一項を加える。

3 看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすくように指導又は助言を行うこと。

三 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

第一百七条第一項第二号イを次のように改める。

イ 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第一百一十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーション事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第一百条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十人以下の場合、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が十人以上確保されていること。

第一百七条第一項第二号口中「当該指定介護予防通所リハビリテーション」を「リハビリテーション」に、常勤換算方法で、〇・二以上確保されること」を「利用者が百又はその端数を増すごとに一以上確保されていること」に改め、同条第二項中「であつて、指定介護予防通所リハビリテーションの提供が同時に十人以下の利用者に対して一体的に行われるものを単位とする場合にあつては」を「である場合は」に改め、同項第一号を次のように改める。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

第八十七条中「薬剤師」の下に、「看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）を加える。

第八十八条第一項第一号口中「薬剤師」の下に、「看護職員」を加え、同項に次の一号を加える。

第一項にいう指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第六十条第一項にいう指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員

第八十九条第一項中「又は薬局」を「薬局又は指定訪問看護ステーション等」に改める。

第九十五条に次の一項を加える。

3 看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすくように指導又は助言を行うこと。

三 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

第一百七条第一項第二号イを次のように改める。

イ 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第一百一十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーション事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第一百条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十人以下の場合、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が十人以上確保されていること。

第一百七条第一項第二号口中「当該指定介護予防通所リハビリテーション」を「リハビリテーション」に、常勤換算方法で、〇・二以上確保されること」を「利用者が百又はその端数を増すごとに一以上確保されていること」に改め、同条第二項中「であつて、指定介護予防通所リハビリテーションの提供が同時に十人以下の利用者に対して一体的に行われるものを単位とする場合にあつては」を「である場合は」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合には、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一年以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一年以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。

第八十八条第一項第三号中「診療所である」を「診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である」に改め、同項に次の一号を加える。

イ 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとすること。

ロ 食堂及び浴室を有すること。

ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。

第八十八条第二項中「第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第九十九号中「若しくは診療所」を削り、「療養病床に係る病室」の下に「診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室」を加える。

第九十九号に次の一号を加える。

三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

附則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の十三第一項及び第二項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 舩添 要一

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第五項中「場合にあっては」を「場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは」に、「とす」を「置かない」に改める。

第四十七条の見出しを「（登録定員及び利用定員）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスと一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

- 一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人まで
- 二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の三分の一から九人まで

第四十八条第二項第一号を次のように改める。

一 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

第四十八条第二項第二号八中「通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内において指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定める一日当たりの利用定員の上限をいう。以下同じ。」を削る。

附則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十七条第一項から第三項までの規定に基づき、介護老人保健施設（平成九年法律第百二十三号）第九十七条第一項から第三項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 舩添 要一

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項第四号を次のように改める。
- 四 支援相談員 一以上（入所者の数が百を超える場合にあつては、常勤の支援相談員一名に加え、常勤換算方法で、百を超える部分を百で除して得た数以上。）

第二条第一項第五号中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第十二項、第四十二条の二第十項、第四十六条第八項、第四十八条第八項、第五十三条第八項、第五十四条の二第十項及び第五十八条第八項の規定に基づき、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 舩添 要一

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二を次のように改める。

様式第一 (附則第二条関係)

平成		年		月分
----	--	---	--	----

介護給付費請求書

保 險 者

(別 記) 殿

下記のとおり請求します。 平成 年 月 日

事業所番号											
請求事業所	名 称										
	所在地	〒									
	連絡先										

保険請求

区 分	サービス費用						特定入所者介護サービス費等				
	件 数	単位数 ・点数	費用 合計	保険 請求額	公費 請求額	利用者 負担	件数	費用 合計	利用者 負担	公費 請求額	保険 請求額
居宅・施設サービス 介護予防サービス 地域密着型サービス等											
居宅介護支援・ 介護予防支援											
合 計											

公費請求

区 分	サービス費用				特定入所者介護サービス費等		
	件 数	単位数 ・点数	費用 合計	公費 請求額	件数	費用 合計	公費 請求額
12 生 保 居宅・施設サービス 介護予防サービス 地域密着型サービス等							
生 保 居宅介護支援・ 介護予防支援							
10 感染症 37 条の 2							
21 障自・通院医療							
15 障自・更生医療							
19 原爆・一般							
51 特定疾患等 治療研究							
81 被爆者助成							
86 被爆体験者							
87 有機ヒ素・緊急措置							
88 水俣病総合対策 メチル水銀							
66 石綿・救済措置							
58 障害者・支援措置 (全 額免除)							
25 中国残留邦人等							
合 計							

様式第四 (附則第二条関係)

居宅サービス介護給付費明細書
(介護老人保健施設における短期入所療養介護)

様式第四を次のように改める。

公費負担者番号										平成				年		月		分		
公費受給者番号										保険者番号										
被保険者	被保険者番号 (7桁)										事業所番号									
	氏名										事業所名称									
	生年月日										所在地									
	1. 明治 2. 大正 3. 昭和										〒									
	性別 1. 男 2. 女										連絡先 電話番号									
要介護状態区分 要介護 1・2・3・4・5										入所年月日 平成 年 月 日										
認定有効期間										退所年月日 平成 年 月 日										
1. 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成										短期入所 実日数										
居宅サービス計画										事業所番号										
事業所名称										事業所名称										
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード		単位数		回数 日数		サービス単位数		公費分 回数等		公費対象単位数		摘要					
	合計																			
	緊急時施設療養費	緊急時傷病名		①		②		③		緊急時治療開始年月日		①平成		年		月 日				
		緊急時治療管理 (再掲)		単位		単位 ×		日												
		特定治療	リハビリテーション		点		摘要													
			処置		点															
手術			点																	
放射線治療			点																	
合計		点																		
往診日数		医療機関名		通院日数		医療機関名														
特別療養費	傷病名		識別番号		内容		単位数		回数		保険分単位数		公費回数		公費分単位数		摘要			
	合計																			
請求額集計欄	区分		保険分		公費分		保険分特定治療・特別療養費		公費分特定治療・特別療養費											
	①計画単位数																			
	②限度額管理対象単位数																			
	③限度額管理対象外単位数																			
	④給付点数・単位数																			
	⑤点数・単位数単価		円/単位						10 円/点・単位		10 円/点・単位									
	⑥給付率		/100						/100		/100									
	⑦請求額 (円)																			
⑧利用者負担額 (円)																				
介護サービス費	サービス内容		サービスコード		費用単価(円)		負担限度額		日数		費用額(円)		保険分		公費日数		公費分		利用者負担額	
	合計																			
											保険分請求額(円)		公費分請求額		公費分本人負担月額					
枚中																				
枚目																				

様式第五 (附則第二条関係)

居宅サービス介護給付費明細書
(病院・診療所における短期入所療養介護)

様式第五を次のように改める。

公費負担者番号										平成				年		月分					
公費受給者番号										保険者番号											
被保険者	被保険者番号 (7桁)										事業所番号										
	氏名																事業所名称				
	生年月日		1.明治 2.大正 3.昭和		性別		1.男 2.女		所在地												
	要介護状態区分		要介護 1・2・3・4・5												〒		-				
	認定有効期間		平成		年		月		日		から		平成		年		月		日まで		
請求事業者	連絡先										電話番号										
	入所年月日										平成		年		月		日				
	退所年月日										平成		年		月		日				
短期入所 実日数																					
居室サービス計画										1.居宅介護支援事業者作成 2.被保険者自己作成											
事業所番号																					
事業所名称																					
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード		単位数		回数 日数		サービス単位数		公費分 回数等		公費対象単位数		摘要						
	合計																				
特定診療費	傷病名																				
	識別番号		内容		単位数		回数		保険分単位数		公費回数		公費分単位数		摘要						
	合計																				
請求額集計欄	区分		保険分				公費分				保険分特定診療費				公費分特定診療費						
	①計画単位数																				
	②限度額管理対象単位数																				
	③限度額管理対象外単位数																				
	④給付単位数																				
	⑤単位数単価		円/単位				10円/単位				10円/単位				10円/単位						
	⑥給付率		/100				/100				/100				/100						
	⑦請求額(円)																				
⑧利用者負担額(円)																					
特定入所者介護サービス費	サービス内容		サービスコード		費用単価(円)		負担限度額		日数		費用額(円)		保険分		公費日数		公費分		利用者負担額		
	合計																				
											保険分 請求額(円)				公費分 請求額				公費分本人負担月額		

様式第六の四 (附則第二条関係)

介護予防サービス介護給付費明細書
(介護予防特定施設入居者生活介護)

公費負担者番号										平成		年		月分									
公費受給者番号										保険者番号													
被保険者	被保険者番号 (7桁)										事業所番号												
	氏名																事業所名称						
	生年月日		1.明治 2.大正 3.昭和			性別		1.男 2.女			所在地												
	要支援 状態区分		要支援1・要支援2														連絡先 電話番号						
	認定有効 期間		平成		年		月		日		から		平成		年								月
入居年月日		平成		年		月		日		退居年月日		平成		年		月		日		入居実日数		外泊日数	
入居前の状況		1.居宅 2.医療機関 3.介護老人福祉施設 4.介護老人保健施設 5.介護療養型医療施設 6.認知症対応型共同生活介護 7.特定施設入居者生活介護 8.その他																					
退居後の状況		1.居宅 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院																					
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード		単位数		回数 日数		サービス単位数		公費分 回数等		公費対象単位数		摘要								
	合計																						
請求額集計欄	区分				保険分				公費分														
	①外部利用型給付上限単位数																						
	②外部利用型上限管理対象単位数																						
	③給付単位数																						
	④単位数単価				円/単位																		
	⑤給付率				/100				/100														
	⑥請求額(円)																						
⑦利用者負担額(円)																							

様式第七 (附則第二条関係)

居宅介護支援介護給付費明細書

様式第七から様式第十一までを次のように改める。

公費負担者番号		平成		年	月	分
事業所番号		所在地		〒		
事業所名称		連絡先		電話番号		
居宅介護支援事業者		単位数単価		(円/単位)		
保険者番号						

項番	被保険者番号		(フリガナ)		性別		1. 男 2. 女		
	公費受給者番号		氏名						
	生年 月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和		要介護 状態区分	要介護 1・2・3・4・5	認定 有効期間	平成 平成	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	担当介護支援 専門員番号		サービス計画 作成依頼 届出年月日		平成	年	月	日	
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要	サービス単位数合計		
								請求額合計	
項番	被保険者番号		(フリガナ)		性別		1. 男 2. 女		
	公費受給者番号		氏名						
	生年 月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和		要介護 状態区分	要介護 1・2・3・4・5	認定 有効期間	平成 平成	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	担当介護支援 専門員番号		サービス計画 作成依頼 届出年月日		平成	年	月	日	
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要	サービス単位数合計		
								請求額合計	

様式第八 (附則第二条関係)

施設サービス等・地域密着型サービス介護給付費明細書
(介護福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

公費負担者番号	
公費受給者番号	

平成		年		月分	
保険者番号					

被保険者	被保険者番号	
	(7桁)	
	氏名	
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和 年 月 日
	性別	1. 男 2. 女
要介護状態区分	要介護 1・2・3・4・5	
旧措置入所者特例	1. 無 2. 有	
認定有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	

請求事業者	事業所番号	
	事業所名称	
	所在地	〒 -
	連絡先	電話番号

入所年月日	平成 年 月 日	退所年月日	平成 年 月 日	入所実日数	外泊日数
入所前の状況	1.居宅 2.医療機関 3.介護老人福祉施設 4.介護老人保健施設 5.介護療養型医療施設 6.認知症対応型共同生活介護 7.特定施設入居者生活介護 8.その他				
退所後の状況	1.居宅 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院				

サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要

区分	保険分	公費分
①単位数合計		
②単位数単価	円/単位	
③給付率	/100	/100
④請求額 (円)		
⑤利用者負担額 (円)		

サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
合計									
					保険分 請求額(円)		公費分 請求額		公費分本人負担月額

社会福祉法人等による軽減欄	軽減率	%	受領すべき利用者負担の総額 (円)	軽減額 (円)	軽減後利用者負担額 (円)	備考
51	介護福祉施設サービス					
54	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					

様式第九 (附則第二条関係)

施設サービス等介護給付費明細書
(介護保健施設サービス)

公費負担者番号										平成				年		月		分					
公費受給者番号										保険者番号													
被保険者	被保険者番号										事業所番号												
	(フリガナ)																		事業所名称				
	氏名										〒												
	生年月日			1. 明治 2. 大正 3. 昭和			性別		1. 男 2. 女										所在地				
	要介護状態区分			要介護 1・2・3・4・5							連絡先												
認定有効期間		平成		年		月		日		から									平成		年		月
入所年月日		平成		年		月		日		退所年月日		平成		年		月		日		入所実日数		外泊日数	
主傷病										入所前の状況													
退所後の状況										1. 居宅 2. 医療機関 3. 介護老人福祉施設 4. 介護老人保健施設 5. 介護療養型医療施設 6. 認知症対応型共同生活介護 7. 特定施設入居者生活介護 8. その他													
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード		単位数		回数日数		サービス単位数		公費分回数等		公費対象単位数		摘要								
	合計																						
緊急時施設療養費	緊急時傷病名		① ② ③		緊急時治療開始年月日				①平成 ②平成 ③平成		年		月		日								
	緊急時治療管理(再掲)		単位		単位×		日																
	特定治療	リハビリテーション		点		摘要																	
		処置		点																			
		手術		点																			
麻酔		点																					
放射線治療		点																					
合計		点																					
往診日数		医療機関名		通院日数		医療機関名																	
特別療養費	傷病名																						
	識別番号		内容		単位数		回数		保険分単位数		公費回数		公費分単位数		摘要								
	合計																						
請求額集計欄	区分		保険分				公費分				保険分特定治療・特別療養費				公費分特定治療・特別療養費								
	①点数・単位数合計																						
	②点数・単位数単価		円/単位								10円/点・単位				10円/点・単位								
	③給付率		/100				/100				/100				/100								
	④請求額(円)																						
⑤利用者負担額(円)																							
介護サービス費	サービス内容		サービスコード		費用単価(円)		負担限度額		日数		費用額(円)		保険分		公費日数		公費分		利用者負担額				
	合計																						
										保険分請求額(円)				公費分請求額				公費分本人負担月額					

様式第十 (附則第二条関係)

施設サービス等介護給付費明細書
(介護療養施設サービス)

公費負担者番号		平成		年		月分					
公費受給者番号		保険者番号									
被保険者	被保険者番号 (7桁)										
	氏名										
	生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和	性別	1. 男 2. 女							
	要介護状態区分	要介護 1・2・3・4・5									
	認定有効期間	平成	年	月	日	から	平成	年	月	日	まで
請求事業者	事業所番号										
	事業所名称										
	所在地	〒									
連絡先	電話番号										
入院年月日	平成	年	月	日	退院年月日	平成	年	月	日	入院実日数	外泊日数
主傷病		入院前の状況 1. 居宅 2. 医療機関 3. 介護老人福祉施設 4. 介護老人保健施設 5. 介護療養型医療施設 6. 認知症対応型共同生活介護 7. 特定施設入居者生活介護 8. その他									
退院後の状況		1. 居宅 3. 医療機関入院 4. 死亡 5. その他 6. 介護老人福祉施設入所 7. 介護老人保健施設入所 8. 介護療養型医療施設入院									
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要			
	合計										
	傷病名										
	識別番号	内容	単位数	回数	保険分単位数	公費回数	公費分単位数	摘要			
	合計										
	請求額集計欄	区分	保険分	公費分	保険分特定診療費	公費分特定診療費					
①単位数合計											
②単位数単価		円/単位		10 円/単位	10 円/単位						
③給付率		/100		/100	/100						
④請求額 (円)											
⑤利用者負担額 (円)											
特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額	
	合計										
							保険分 請求額(円)	公費分 請求額	公費分本人負担月額		

附則 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
(様式に関する経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

示

厚生労働省告示第六十七号

厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成十二年厚生省告示第三十号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等(平成十二年厚生省告示第三十一号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日 厚生労働大臣 舛添 要一

第六号八中「入院中の患者」を「利用者又は入院患者」に改め、第七号イ②及びロ②中「患者数」を「利用者又は入院患者の数」に改め、同号八を削り、第九号を削り、第十号中「患者数」を「利用者又は入院患者の数」に改め、同号を第十一号とし、第八号ロ中「患者数」を「利用者又は入院患者の数」に改め、同号の次に次の二号を加える。
九 集団コミュニケーション療法を算定すべき施設基準
イ 言語聴覚士が適切に配置されていること。
ロ 利用者又は入院患者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ハ 当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。
ニ 認知症短期集中リハビリテーションを算定すべき施設基準
イ 当該リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

ロ 入院患者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。
○ 厚生労働省告示第六十八号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)、指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十六号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十七号)及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十八号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等(平成十二年厚生省告示第二十三号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日 厚生労働大臣 舛添 要一

第一号中「訪問介護員養成研修」を「介護員養成研修」に改め、「受けたもの」の下に「のうち、平成二十一年三月三十一日時点において、指定訪問介護事業所に訪問介護員として雇用されており、かつ、平成二十一年四月一日以降も引き続き当該事業所に訪問介護員として雇用されているもの」を加え、第二号中「該当する場合」を「該当するとき」に改める。

第五十五号中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を第六十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十八 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費の注の注の厚生労働大臣が定める者
第二十七号に規定する者

第五十四号中「第九号」を「第十号」に改め、同号を第六十六号とし、第五十三号中「注2」を「注4」に、「第十九号」を「第二十一号」に改め、同号を第六十五号とし、第五十二号中「イ(5)」を「イ(4)」に、「第十八号」を「第二十号」に改め、同号を第六十四号とし、第五十一号中「イ(4)」を「イ(3)」に、「(6)」を「(5)」に、「(4)」を「(3)」に、「(5)」の注及びホ(4)」を「及びニ(4)」に改め、同号を第六十三号とし、第五十号中「二」を「一」に、「第十三号」を「第十五号」に改め、同号を第六十二号とし、第四十九号を第六十一号とし、第四十八号を第六十号とし、第四十七号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を第五十九号とし、第四十六号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を第五十八号とし、第四十五号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を第五十七号とし、第四十四号中「注5」を「注4」に、「第四号」を「第五号」に改め、同号を第五十六号とし、第四十三号を第五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

第五十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注3の厚生労働大臣が定める基準

第四号に規定する基準
第四十二号中「第一号に規定する者」を「第一号の規定を準用する。」に改め、同号を第五十三号とし、第四十一号を次のように改め、同号を第五十一号とする。

五十一 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の注の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 次のいずれかに該当している場合
イ 新規に居宅サービス計画(介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。))第八十二条第一項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。を作成する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合
ロ 要介護状態区分が二区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合
第五十一号の次に次の一号を加える。

五十二 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の注の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する場合
イ 退院・退所加算(II)を算定すべき場合
病院若しくは診療所への入院期間又は地域密着型介護老人福祉施設(法第八十八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ)若しくは介護保険施設(法第八十八条第二十二項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ)への入所期間が三十日以下であった者が退院又は退所(指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスの力又は指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの力の在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。)し、その居宅において居宅サービス(法第八十八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ)又は地域密着型サービス(法第八十八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ)を利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。)

ロ 退院・退所加算(II)を算定すべき場合
病院若しくは診療所への入院期間又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設への入所期間が三十日を超える者が退院又は退所(指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスの力又は指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの力の在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。)し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、

第四号中「注5」を「注4」に改め、同号を第五号とし、同号ハの次に次のように加える。

二 真皮を越える褥瘡の状態

第三号の次に次の一号を加える。

四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注3の厚生労働大臣が定める基準

同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であつて、次のいずれかに該当するとき

イ 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合

○厚生労働省告示第六十九号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十七号）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十八号）及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十九号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成十二年厚生省告示第二十五号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 外添 要一

第二十八号イ中「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）を「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」に改め、同号ハ中「二を超える」を「〇・七以上である」に改め、同号ハ(2)を次のように改め、同号を第五十三号とする。

(2) 選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者（指定介護予防支援事業者が介護予防サービス計画に定める目標に照らし、当該介護予防サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。）の数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援二の者であつて、要支援更新認定等により要支援一と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援一と判定されたもの及び非該当と判定されたものの人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援二の者であつて、要支援更新認定等において非該当と判定されたものの人数の合計数に二を乗じて得た数を加えたもの

第五十三号の次に次の七号を加える。

五十四 介護予防通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第十二号イ及びロの規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第一号イ及びハ」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十四号」と読み替えるものとする。

第十五 介護予防通所リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第十三号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第二号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十五号」と読み替えるものとする。

第十六 介護予防短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第十六号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十六号」と読み替えるものとする。

五十七 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第十九号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第四号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十七号」と読み替えるものとする。

五十八 介護予防認知症対応型通所介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準

第二十二号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第六号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十九号」と読み替えるものとする。

五十九 介護予防小規模多機能型居宅介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準

第二十三号の規定を準用する。この場合において、同号イ(4)中「通所介護費等算定方法第七号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第二十号」と読み替えるものとする。

六十 介護予防認知症対応型共同生活介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準

第十六号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第二十一号」と読み替えるものとする。

第二十七号を第五十二号とし、第二十六号を第五十一号とし、第二十五号中「第二号」を「第四号」に改め、同号を第四十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十九 介護予防訪問看護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第六号の規定を準用する。

五十 介護予防訪問リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第七号の規定を準用する。

第二十四号中「第十五号」を「第三十二号」に改め、同号を第四十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十六 介護療養施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準

第十九号イ(2)、ロ(2)及びハ(2)の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第四号ロ及びハ」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十三号」と読み替えるものとする。

四十七 介護予防訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第三号の規定を準用する。

第二十三号を第四十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十四 介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービスを除く。）における若年性認知症患者受入加算の基準

第九号の規定を準用する。

第二十二号を次のように改め、同号を第四十一号とする。

四十一 介護保健施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準

イ 在宅復帰支援機能加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 算定日が属する月の前六ヶ月間において当該施設から退所した者の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなったもの（当該施設における入所期間が一月間を超えていた者に限る。）の占める割合が百分の五十を超えていること。

(2) 退所者の退所した日から三十日以内、当該施設の従業者が居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が一月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。

ロ 在宅復帰支援機能加算(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 算定日が属する月の前六ヶ月間において当該施設から退所した者の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなったもの（当該施設における入所期間が一月間を超えていた者に限る。）の占める割合が百分の三十を超えていること。

(2) イ(2)に適合していること。

第四十一号の次に次の一号を加える。

四十二 介護保健施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準

第十九号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)中「通所介護費等算定方法第四号イ」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十二号」と読み替えるものとする。

第二十一号を第四十号とし、第二十号を第三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十九 介護福祉施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準

第十六号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第三号イ」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十一号」と読み替えるものとする。

第十九号を次のように改め、同号を第三十七号とする。

三十七 居宅介護支援費に係る特定事業所加算の基準

イ 特定事業所加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を三名以上配置していること。

(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を三名以上配置していること。

(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。

(4) 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護三、要介護四及び要介護五である者の占める割合が百分の五十以上であること。

(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。

(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。

(8) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

(9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。

(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たり四十名未満であること。

ロ 特定事業所加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(3)、(4)、(9)及び(10)の基準に適合すること。

(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員等を配置していること。

(3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を二名以上配置していること。

第十八号を第三十六号とし、第十七号を第三十五号とし、第十六号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四 地域密着型介護福祉施設サービスに係るサービス提供体制強化加算の基準

第十六号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十号」と読み替えるものとする。

二十八 地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける栄養マネジメント加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十一号、第十二号及び第十三号(看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。次号、第三十号イ、第三十一号及び第四十六号において読み替えて準用する第十九号において同じ。)に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

第十九号中「第九号」を「第十五号」に改め、同号を第十八号とし、同号の次に次の七号を加える。

短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(1)

(1) 介護老人保健施設である短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 当該指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(二) 通所介護費等算定方法第四号イに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

(三) 病院である短期入所療養介護事業所又は診療所である短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病床(以下「療養病床」という。)を、当該指定短期入所療養介護を行う病室(以下「病室」という。)又は当該指定短期入所療養介護を行う老人性認知症疾患療養病棟(以下「認知症病棟」という。)の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(二) 通所介護費等算定方法第四号ロ又はハに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(II)

(1) 介護老人保健施設である短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 当該指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(二) イ(1)に該当するものであること。

(3) 病院である短期入所療養介護事業所又は診療所である短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 療養病棟、病室又は認知症病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(二) イ(2)に該当するものであること。

(1) 介護老人保健施設である短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 当該指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の指定短期入所療養介護又は介護保健施設サービスを利用者又は入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

イ(1)に該当するものであること。

(2) 病院である短期入所療養介護事業所又は診療所である短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病棟、病室又は認知症病棟の指定短期入所療養介護又は介護療養施設サービスを利用者又は入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

イ(2)に該当するものであること。

夜間対応型訪問介護費における二十四時間通報対応加算の基準
 二十 夜間対応型訪問介護費における二十四時間通報対応加算の基準
 イ 日中においてオペレーションセンターサービスを行うために必要な人員を確保していること。
 ロ 利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合に連携する指定訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて指定訪問介護が実施されること。
 ハ 利用者の日中における居宅サービスの利用状況等を把握していること。
 ニ 利用者からの通報について、通報日時、通報内容、具体的対応の内容について記録を行っていること。

二十一 夜間対応型訪問介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
 イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)を算定していること。
 (2) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所のすべての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。

(3) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該指定夜間対応型訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
 (4) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所のすべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

(5) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の三十以上又は介護福祉士及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が百分の五十以上であること。

二十二 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定していること。
 (2) イ(2)から(5)までに適合するものであること。

二十三 認知症対応型通所介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準
 イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数(共用型指定認知症対応型通所介護事業所については、設備を共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型老人福祉施設の認知症対応型共同生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を直接提供する職員特定施設を含む)のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
 (2) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所のすべての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。

二十四 認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービスを除く)及び介護予防認知症対応型共同生活介護における認知症専門ケア加算の基準
 (1) 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。
 (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者(看護師又は准看護師であるものを除く)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。
 (3) 通所介護費等算定方法第七号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
 (4) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の六十以上であること。
 (2) イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。

二十五 サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十号)以下「指定地域密着型サービス基準」という)第六十三条第一項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ)に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。

二十六 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 当該事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という)の占める割合が二分の一以上であること。
 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が二十人未満である場合にあっては、一以上、当該対象者の数が二十人以上である場合にあっては、一に、当該対象者の数が十九を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
 (3) 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

二十七 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) イの基準のいずれにも適合すること。
 (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を一名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 (3) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員(この認知症ケアに関する研修計画を作成するに当たっては、研修を実施又は実施を予定していること)の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

二十八 通所介護費等算定方法第八号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
 (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
 (2) 通所介護費等算定方法第八号に規定する基準のいずれにも適合すること。
 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

二十九 サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
 (2) イ(2)に該当するものであること。

三十 サービス提供体制強化加算(Ⅳ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
 (2) イ(2)に該当するものであること。

三十一 サービス提供体制強化加算(Ⅴ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
 (2) イ(2)に該当するものであること。

三十二 サービス提供体制強化加算(Ⅵ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
 (2) イ(2)に該当するものであること。

三十三 サービス提供体制強化加算(Ⅶ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所のすべての小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十号)以下「指定地域密着型サービス基準」という)第六十三条第一項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ)に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。

三十四 サービス提供体制強化加算(Ⅷ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の六十以上であること。
 (2) イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。

三十五 サービス提供体制強化加算(Ⅸ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の六十以上であること。
 (2) イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。

三十六 サービス提供体制強化加算(Ⅹ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の六十以上であること。
 (2) イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。

三十七 サービス提供体制強化加算(Ⅺ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の六十以上であること。
 (2) イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。

第十号中「介護老人保健施設における短期入所療養介護費」の下に「及び介護予防短期入所療養介護費」を加え、同号イ及びロ中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同号二中「作業療法士等」を「作業療法士、言語聴覚士等」に改め、同号を第十七号とし、第九号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 短期入所生活介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準
イ サービス提供体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) 当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二十一条第二項の規定を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームの介護職員)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
(2) 通所介護費等算定方法第三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
ロ サービス提供体制強化加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所の看護・介護職員(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二十一条第二項の規定を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームの看護・介護職員)の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
(2) イ(2)に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(III) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) 指定短期入所生活介護を利用する職員(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二十一条第二項の規定を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームの入所者に対して介護福祉施設サービスを直接提供する職員)の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
(2) イ(2)に該当するものであること。

第八号中「第十三号」の下に「看護職員の員数に対する看護士の配置に係る部分、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。」を、「第十七号」の下に「看護職員の員数に対する看護士の配置に係る部分、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。」第五十七号において読み替えて準用する第十九号において同じ。」を加え、同号を第十四号とし、第七号を削り、第六号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 通所介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準
イ サービス提供体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) 当該指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。
(2) 通所介護費等算定方法第一号イ及びハに規定する基準のいずれにも該当しないこと。
ロ サービス提供体制強化加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) 指定通所介護を利用する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
(2) イ(2)に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(III) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) 指定療養通所介護を利用する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
(2) 通所介護費等算定方法第一号ロ及びニに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所の看護・介護職員(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二十一条第二項の規定を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームの看護・介護職員)の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
(2) イ(2)に該当するものであること。

十三 通所リハビリテーションに係るサービス提供体制強化加算の基準
イ サービス提供体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。
(2) 通所介護費等算定方法第二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
ロ サービス提供体制強化加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) 指定通所リハビリテーションを利用する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
(2) イ(2)に該当するものであること。

第五号中「認知症対応型通所介護費、地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス」を「及び認知症対応型通所介護費」に、「栄養マネジメント加算」を「栄養改善加算」に、「第六号、第十号、第十一号、第十二号及び第十三号(看護職員の員数に対する看護士の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。第十三号及び第十四号イにおいて同じ。)」を「及び第六号」に改め、同号を第十号とし、第四号を削り、第三号ロを同号ハとし、同号イ中「のために」を「について」に改め、同号イの次に次のように加え、同号を第五号とする。

ロ 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。
第五号の次に次の四号を加える。

六 訪問看護費に係るサービス提供体制強化加算の基準
イ 当該指定訪問看護事業所すべての看護師等(指定居宅サービス基準第六十条第一項に規定する看護師等をいう。以下同じ。)に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。
ロ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。
二 当該指定訪問看護事業所のすべての看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
三 当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

七 訪問リハビリテーションに係るサービス提供体制強化加算の基準
指定訪問リハビリテーションを利用する者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数三年以上の者がいること。

八 通所介護費における個別機能訓練加算の基準
イ 個別機能訓練加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) 指定通所介護を行う時間帯に一日百二十分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下この号において「理学療法士等」という)を一名以上配置していること。
(2) 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。
ロ 個別機能訓練加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を一名以上配置していること。

(2) 個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供されていること。
イ(2)に該当するものであること。

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所の看護・介護職員(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二十一条第二項の規定を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームの看護・介護職員)の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
(2) イ(2)に該当するものであること。

九 通所介護費、通所リハビリテーション費、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は除く）、認知症対応型通所介護費、認知症対応型共同生活介護費、介護予防通所介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は除く）、介護予防認知症対応型通所介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費を利用する若年性認知症利用者受入加算の基準

受入れられた若年性認知症利用者（施行令第第二条第六号に規定する初老期における認知症によつて法第七条第三項に規定する要介護者となつた者又は同条第四項に規定する要支援者となつた者を含む）ごとに個別の担当者を選定していること

第二号を第四号とし、第一号イ中(5)を削り、同号イ(4)中「三十以上」の下に「又は介護福祉士並びに施行令第三条第一項各号に掲げる研修の課程のうち介護職員基礎研修課程を修了した者（以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。）及び一級課程を修了した者（以下「一級課程修了者」という。）の占める割合が百分の五十以上」を加え、同号イ(4)を同号イ(5)とし、同号イ(3)の次に次のように加える。

(4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第二十九条第六号に規定する緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

第一号イ(6)中「五年以上」を「三年以上」に、「介護福祉士であること」を「介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、指定居宅サービス基準第五条第二項により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること」に改め、同号イ(7)中「算定日が属する日」を「前年度又は算定日が属する日」に改め、同号イ(7)の下に「並びに日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症（介護保険法（平成九年法律第二十三号。以下「法」という。）第八条第十六項に規定する認知症をいう。）である者」を加え、同号ロ中「(6)」を「(4)」に改め、「適合」の下に「し、かつ、(5)又は(6)のいずれかに適合」を加え、同号ハ中「(3)」を「(4)」に改め、同号を第二号とし、同号の次に次の号を加える。

三 訪問入浴介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準

イ 当該指定訪問入浴介護事業所のすべての訪問入浴介護従業者（指定居宅サービス基準第四十五条第一項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。以下同じ。）に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。

ロ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

ハ 当該指定訪問入浴介護事業所のすべての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

ニ 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の三十以上又は介護福祉士及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が百分の五十以上であること。

一 第一号として次の一号を加える。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省令第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注6、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費の注2及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問介護費の注2における厚生労働大臣が定める基準

平成二十一年三月三十一日時点で、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三条第一項各号に掲げる研修の課程のうち三級課程を修了した者（施行令附則第四条の規定により施行令第三条第一項第二号に規定する介護員養成研修の課程（三級課程に限る。）を修了した者とみなされたものを含む。）であつて、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「三級課程修了者」という。）を訪問介護員として雇用しており、かつ、平成二十一年四月一日以降も引き続き当該三級課程修了者を訪問介護員として雇用する指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定介護予防訪問介護事業所（以下この号において「指定訪問介護事業所等」という。）であつて、当該三級課程修了者に対し、平成二十二年三月三十一日までに介護福祉士の資格を取得し、又は施行令第三条第一項各号に掲げる研修の課程のうち介護職員基礎研修課程、一級課程若しくは二級課程を受講するよう通知している指定訪問介護事業所等であること。

〇厚生労働省令第七十号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省令第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省令第二十号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省令第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省令第二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日 厚生労働大臣 外添 要一

第六十号中「第十九号」を「第二十五号」に改め、同号を第七十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

第七十七 指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る夜間ケア加算の施設基準

第二十五号の規定を準用する。

第五十九号中「第十八号」を「第二十三号」に改め、同号を第七十五号とし、第五十八号中「第十五号」を「第十九号」に改め、同号を第七十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

第七十四 指定介護予防福祉用具貸与における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注2に係る施設基準

一月当たり実利用者数が五人以下の指定介護予防福祉用具貸与事業所であること。

第五十七号中「第十四号」を「第十八号」に改め、同号を第七十二号とし、第五十六号中「診療所療養病棟療養環境減算」を「診療所療養環境減算」に、「第十三号」を「第十七号」に改め、同号を第七十一号とし、「第十五号」を「第十五号」に改め、同号を第七十号とし、「第五十四号」を「第十三号」に改め、同号を第六十八号とし、「第五十二号」を「第九号」を「第十三号」に改め、同号を第六十六号とし、「第五十一号」を「第七号」を「第十一号」に改め、同号を第六十七号とし、「第五十号」を「第六号」を「第九号」に改め、同号を第六十五号とし、「第四十九号」を「第五号」を「第八号」に改め、同号を第六十四号とし、「第四十八号」を「第四号」を「第七号」に改め、同号を第六十三号とし、「第四十七号」を「第六十二号」とし、「第四十六号」を「第五十七号」とし、同号の次に次の四号を加える。

第五十八 指定居宅介護支援における指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省令第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注4に係る施設基準

一月当たり実利用者数が二十人以下の指定居宅介護支援事業所であること。

五十九 指定介護予防訪問介護における指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問介護費の注4に係る施設基準

一月当たり実利用者数が五人以下の指定介護予防訪問介護事業所であること。

平成二十一年三月三十一日時点で、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三条第一項各号に掲げる研修の課程のうち三級課程を修了した者（施行令附則第四条の規定により施行令第三条第一項第二号に規定する介護員養成研修の課程（三級課程に限る。）を修了した者とみなされたものを含む。）であつて、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「三級課程修了者」という。）を訪問介護員として雇用しており、かつ、平成二十一年四月一日以降も引き続き当該三級課程修了者を訪問介護員として雇用する指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定介護予防訪問介護事業所（以下この号において「指定訪問介護事業所等」という。）であつて、当該三級課程修了者に対し、平成二十二年三月三十一日までに介護福祉士の資格を取得し、又は施行令第三条第一項各号に掲げる研修の課程のうち介護職員基礎研修課程、一級課程若しくは二級課程を受講するよう通知している指定訪問介護事業所等であること。

六十 指定介護予防訪問入浴介護における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注 5 に係る施設基準

一月当たり延訪問回数が五回以下の指定介護予防訪問入浴介護事業所であること。
六十一 指定介護予防訪問看護における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注 6 に係る施設基準

一月当たり延訪問回数が五回以下の指定介護予防訪問看護事業所であること。

第四十五号を第五十六号とし、第四十四号中「第十三号」を「第十七号」に改め、同号を第五十五号とし、第四十三号中「第十二号」を「第十六号」に改め、同号を第五十四号とし、第四十二号中「第六号」を「第九号」に改め、同号を第五十三号とし、第四十一号から八号まで中「第八号」を「第十二号」に改め、同号二中「第八号子」を「第十二号子(同号子(1)及び(2)を除く)」に改め、「準用する」の下に「この場合において、同号子(1)及び(2)並びに(2)中「病室」とあるのは「療養病床に係る病室」と、同号子(2)中「(1)及び(2)から(4)まで」とあるのは「(1)及び(2)」と読み替えるものとする」を加え、同号中「第八号」を「第十二号」に改め、準用する」の下に「この場合において、同号子(1)及び(2)とあるのは「療養病床に係る病室」と、同号子(1)中「(1)及び(2)から(4)まで」とあるのは「(1)及び(2)」と読み替えるものとする」を加え、同号中「第八号」を「第十二号」に改め、同号へから子まで中「第八号」を「第十二号」に改め、同号を第五十二号とし、第四十号中「第十一号」を「第十五号」に改め、同号を第五十一号とし、第三十九号を第五十号とし、第三十八号中「第十号」を「第十四号」に改め、同号を第四十九号とし、第三十七号を第四十八号とし、第三十六号中「第六号」を「第九号」に改め、同号を第四十七号とし、第三十五号を第四十六号とし、第三十四号イ(2)に次のただし書を加え、同号を第四十五号とする。

ただし、当該基準を満たすことができない特段の事情があるときはこの限りでない。

第三十三号中「第二十七号」を「第三十五号」に改め、同号を第四十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

第四十四 指定介護福祉施設サービスにおける看取り介護加算に係る施設基準

第三十六号の規定を準用する。

第三十二号中「第二十六号」を「第三十四号」に改め、同号を第四十二号とし、第三十一号を削り、第三十号中「第九号」を「第九号」に改め、同号を第三十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十 指定介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に係る施設基準

第三十二号の規定を準用する。この場合において、通所介護費等の算定方法第十号とあるのは、「通所介護費等の算定方法第十一号」と読み替えるものとする。

四十一 指定介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準

看護体制加算(1)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。

(2) 常勤の看護師を一名以上配置していること。

(3) 通所介護費等の算定方法第十一号に規定する基準に該当していないこと。

看護体制加算(1)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十人又は五十人以上であること。

(2) イ(2)及び(3)に該当するものであること。

看護体制加算(1)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 看護体制加算(1)イを算定するものであること。

(2) 看護体制加算(1)イを算定するに当たっては、入所者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、指定介護老人福祉施設基準第二項第三号ロに規定する指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間の連絡体制を確保していること。

(4) イ(3)に該当するものであること。

二 看護体制加算(ロ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) ロ(1)に該当するものであること。

(2) ハ(2)から(4)までに該当するものであること。

第二十九号を第三十八号とし、第二十八号イ(2)中「常勤換算方法をいう。以下この号」を「常勤換算方法をいう。以下この号及び第四十一号」に改め、同号を第三十七号とし、第二十七号を第三十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十六 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看取り介護加算に係る施設基準

常勤の看護師を一名以上配置し、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間の連絡体制を確保していること。

看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

看取りに関する職員研修を行っていること。

看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。

第二十六号を第三十四号とし、第二十五号を削り、第二十四号中「第六号」を「第九号」に改め、同号を第三十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十二 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に係る施設基準

入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四若しくは要介護五の者の占める割合が百分の六十五以上又は日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者の占める割合が百分の六十以上であること。

介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当していないこと。

三十三 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準

看護体制加算(1)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(2) 常勤の看護師を一名以上配置していること。

(3) 通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当していないこと。

看護体制加算(1)ロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費、ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(2) イ(2)及び(3)に該当するものであること。

看護体制加算(1)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) イ(1)に該当するものであること。

(2) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間の連絡体制を確保していること。

(4) イ(3)に該当するものであること。

看護体制加算(1)ロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) ロ(1)に該当するものであること。

ハ(2)から(4)までに該当するものであること。

第五号の次に次の一号を加える。
六 指定通所リハビリテーションにおける認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準

イ リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

ロ リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

第二号を削り、第一号イ(1)中「含む」の下に、「以下この号において同じ」を加え、同号ロ(1)中「事業所」の下に「であって、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が七百五十人以内の指定通所介護事業所」を加え、同号二を削り、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加え、同号を第四号とする。

ハ 大規模型通所介護費(Ⅰ)を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) イ(1)及びロ(1)に該当しない事業所であって、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が九百人以上の指定通所介護事業所であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

二 大規模型通所介護費(Ⅱ)を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に該当しない指定通所介護事業所であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 指定訪問介護における指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費の注11に係る施設基準
一月当たり延訪問回数が二百回以下の指定訪問介護事業所であること。

二 指定訪問入浴介護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注5に係る施設基準
一月当たり延訪問回数が二十四回以下の指定訪問入浴介護事業所であること。

三 指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注6に係る施設基準
一月当たり延訪問回数が百回以下の指定訪問看護事業所であること。

○厚生労働省告示第七十一号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十六号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十七号)及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十八号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十九号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 舛添 要一

第一号ロの次に次のように加える。

ハ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 短期入所生活介護費を算定していること。
(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(一) ユニット型短期入所生活介護費を算定していること。
(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

第二号イ(1) a を次のように改める。

a (一)に掲げる基準に該当するものであること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上でよいこととする。

i 一又は二の病棟を有する病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。)が介護老人保健施設基準附則第十三条に規定する転換(以下「転換」という。)を行って開設した介護老人保健施設であること(一)の病棟の一部のみが介護老人保健施設に転換した場合に限る。)
ii 病院又は夜勤を行う看護職員若しくは介護職員の数が一以上である一般病床若しくは療養病床を有する診療所(医療法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。)に併設する介護老人保健施設であること

iii 併設する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の入院患者、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計が百二十以下であること。

第二号イ(1) b の次に次のように加える。

c a の規定にかかわらず、病院が転換した介護老人保健施設であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合しているものについては、夜勤を行う看護職員又は介護職員を置かないことができる。

i 一又は二の病棟を有する病院が転換を行って開設した介護老人保健施設であること(一)の病棟の一部のみが介護老人保健施設に転換を行って開設した場合に限る。)
ii 併設する病院の入院患者、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計が百二十以下であること

d a の規定にかかわらず、一般病床又は療養病床を有する診療所が転換を行って開設した介護老人保健施設であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合しているものについては、夜勤を行う看護職員又は介護職員を置かないことができる。

i 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上である一般病床又は療養病床を有する診療所に併設する介護老人保健施設であること
ii 併設する診療所の入院患者、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計が百二十以下であること

第二号イ(2)の次に次のように加える。

(3) 夜勤職員配置加算を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が次の基準に適合していること。
(一) 利用者等の数が四十一以上の介護老人保健施設にあつては、利用者等の数が二十又はその端数を増すことにより一以上であり、かつ、二を超えていること。

(二) 利用者等の数が四十以下の介護老人保健施設にあつては、利用者等の数が二十又はその端数を増すことにより一以上であり、かつ、一を超えていること。

第二号ロ(3)中「(1)から(Ⅱ)」を「(1)から(Ⅳ)」に改め、同号ロ(3)中「夜間勤務等看護職員」を「夜間勤務等看護(Ⅳ)」に改め、同号ロ(3)を同号ロ(3)とし、同号ロ(3)の次に次のように加える。

(三) 夜間勤務等看護(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
a (一)の規定を準用する。この場合において、「看護職員」とあるのは、「看護職員又は介護職員」と読み替えるものとする。

b 療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が一以上であること。

第四号ハの次に次のように加える。

二 夜勤職員配置加算(イ)若しくはロ又は夜勤職員配置加算(ウ)若しくはクを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員に適用する基準

(1) 夜勤職員配置加算(イ)を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員に適用する基準

(一) 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2) 夜勤職員配置加算(ロ)を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員に適用する基準

(一) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(3) 夜勤職員配置加算(ウ)を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員に適用する基準

(一) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(4) 夜勤職員配置加算(ク)を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員に適用する基準

(一) ユニット型経過型地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者経過型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(二) (3)に掲げる基準に該当するものであること。

第五号ロの次に次のように加える。

八 夜勤職員配置加算(イ)若しくはロ又は夜勤職員配置加算(ウ)若しくはクを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(イ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定していること。

(二) 入所定員が三十一人以上五十人以下であること(一部ユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設)の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)にあっては、入所定員が三十一人以上であり、かつ、ユニット部分以外の部分の定員が五十人以下であること。

(三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(四) 夜勤職員配置加算(ロ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (1)に該当するものであること。

(二) 入所定員が三十人又は五十人以上であること(一部ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、入所定員が三十人以上である又はユニット部分以外の部分の定員が五十人以上であること)。

(三) (1)に掲げる基準に該当するものであること。

(4) 夜勤職員配置加算(ク)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) ユニット型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定していること。

(二) 入所定員が三十一人以上五十人以下であること(一部ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、入所定員が三十一人以上であり、かつ、ユニット部分の定員が五十人以下であること)。

(三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(4) 夜勤職員配置加算(ク)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (3)に該当するものであること。

(二) 入所定員が三十人又は五十人以上であること(一部ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、入所定員が三十人以上である又はユニット部分の定員が五十人以上であること)。

(三) (3)に掲げる基準に該当するものであること。

第六号ロの次に次のように加える。

八 夜勤職員配置加算を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第七号ハ中「(四)」を「(ウ)」に改め、第八号ロ(1)中「指定介護予防短期入所療養介護」を「指定介護予防短期入所生活介護」に改め、第九号イ(2)の次に次のように加える。

(3) 夜勤職員配置加算を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第九号ロ(3)中「(四)」を「(ウ)」に改める。

○厚生労働省告示第七十二号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)、指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)及び指定介護予防サービスの要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省告示第二十七号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 舛添 要一

第一号イ及びハ中「又は通常規模型通所介護費」を「通常規模型通所介護費、大規模型通所介護費(イ)又は大規模型通所介護費(ロ)」に改め、第四号イ中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に「若しくは作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、第十二号ロ及びハ中「作業療法士」の下に「言語聴覚士」を加え、第十七号イ中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に「若しくは作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

○厚生労働省告示第七十三号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数(平成十八年厚生労働省告示第六十五号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 舛添 要一

第一号ロを次のように改める。

ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。

(1) 要介護一 一万七千三百五十八単位

(2) 要介護二 一万九千四百八十六単位

(3) 要介護三 二万三千七百七十四単位

(4) 要介護四 二万三千七百七十二単位

(5) 要介護五 二万五千八百七十単位

別表第一 ケータイの活用

別表第一

1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費(1日につき)

注1 利用者に対して、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第57号。以下「指定居宅サービス基準」という。))第192条の3第2項に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者(以下「基本サービス」という。))が、基本サービス(指定居宅サービス基準第192条の2に規定する基本サービス)を行う。以下同じ。を行った場合に算定する。

2 養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。))である指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める者に対して基本サービスを行った場合に、障害者等支援加算として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

2 訪問介護

イ 身体介護が中心である場合

- (1) 所要時間15分以上30分未満の場合 99単位
(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 198単位
(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 270単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに90単位を加算した単位数
(4) 所要時間1時間30分以上1時間55分未満の場合 577単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が増すごとに37単位を加算した単位数

ロ 生活援助が中心である場合

- (1) 所要時間15分未満の場合 50単位
(2) 所要時間15分以上1時間未満の場合 99単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに50単位を加算した単位数
(3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 225単位
(4) 所要時間1時間15分以上1時間45分未満の場合 270単位

ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合

注1 利用者に対して、指定訪問介護(指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者(指定居宅サービス基準第192条の2に規定する受託居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画(指定居宅サービス基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2 イについては、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。)が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

3 ロについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であつて、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であつて、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。))第8条第2項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。)が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

4 ハについては、利用者に対して、通院等のため、当該事業者の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に1回につき所定単位数を算定する。

5 厚生労働大臣が定める者等(平成12年厚生省告示第23号。以下「定める者等」という。))第1号に規定する者が、指定訪問介護を行った場合には算定しない。

3 訪問入浴介護

利用者に対して、指定訪問入浴介護(指定居宅サービス基準第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者の看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。))1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護を行った場合には、指定居宅サービス介護給付単位数表の訪問入浴介護費(以下「訪問入浴介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、訪問入浴介護費の注1から注7まで及びロについては適用しない。

4 訪問看護

通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他定める者等第3号に規定する疾病等の患者を除く。))に対して、指定訪問看護(指定居宅サービス基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士(以下「看護師等」という。))が、その主治の医師の指示(指定訪問看護ステーション(指定居宅サービス基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。))にあつては、主治の医師が交付した文書による指示)及び訪問看護計画書(指定居宅サービス基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下同じ。)に基づき、指定訪問看護を行った場合には、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付単位数表の訪問看護費(以下「訪問看護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する(所要時間が20分未満のものについては、指定訪問看護が夜間若しくは早朝又は深夜に行われる場合に限り、算定する。))ただし、指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。なお、訪問看護費の注1から注10まで及び注12並びにハについては適用しない。

- イ 所要時間30分未満の場合 383単位
ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 747単位

5 指定訪問リハビリテーション(1回につき)

通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合には、指定居宅サービス介護給付単位数表の訪問リハビリテーション費(以下「訪問リハビリテーション費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、訪問リハビリテーション費の注1から注4まで及びロについては適用しない。

6 指定通所介護

イ 利用者に対して、指定通所介護(指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者(以下この号において「指定通所介護受託居宅サービス事業者」という。))が、厚生労働大臣が定める施設基準(平成12年厚生省告示第26号。以下「施設基準」という。))第4号イからニまでに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所(指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。))において、指定通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画(指定居宅サービス基準第99条第1項に規定する通所介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付単位数表の通所介護費(以下「通所介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第10号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行う場合は、通所介護費のイ(1)、ロ(1)、ハ(1)又はニ(1)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。

口 利用者 (定める者等第9号に規定する者に限る。)に対して、指定通所介護受託居宅サービス事業所 (施設基準第4号ホに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養通所介護事業所 (指定居宅サービス基準第105条の4第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。))において、指定療養通所介護 (指定居宅サービス基準第105条の2に規定する指定療養通所介護計画 (指定居宅サービス基準第105条の12第1項に規定する療養通所介護計画をいう。))に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で、通所介護費のホの所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

ハ イ及びロについては、通所介護費の注1から注11まで及びハについては適用しない。

7 指定通所リハビリテーション

利用者に対して、指定通所リハビリテーション (指定居宅サービス基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者が、施設基準第5号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所 (指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。))において、指定通所リハビリテーションを行った場合には、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではな_ク、通所リハビリテーション計画 (指定居宅サービス基準第115条第1項に規定する通所リハビリテーション計画をいう。)に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費 (以下「通所リハビリテーション費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第10号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所リハビリテーションを行う場合は、通所リハビリテーション費のイ(2)、ロ(2)又はハ(2)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。なお、通所リハビリテーション費の注1及び注3から注11まで並びにニは適用しない。

8 指定福祉用具貸与 (1月につき)

利用者に対して、指定福祉用具貸与 (指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者が、指定福祉用具貸与を行った場合には、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定特定施設の所在地に適用される特定施設入居者生活介護の1単位の単価で除して得た単位数 (1単位数未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た注3まで及び注5については適用しない。

9 指定認知症対応型通所介護

利用者に対して、指定認知症対応型通所介護 (指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者が、施設基準第23号に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。))又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。))において、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではな_く、認知症対応型通所介護計画 (指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に際して得た単位数を算定する。ただし、定める者等第23号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、認知症対応型通所介護費のイ(1)ハ若しくはロ又はイ又はロ(1)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。なお、認知症対応型通所介護費の注1から注9まで及びハについては適用しない。

要介護1(ハ)のイ及びロ

別表第二

1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費 (1日につき) 60単位数

注1 利用者に対して、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者 (指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生労働省令第33号。以下「指定介護予防サービス基準」という。))第25条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。))が、基本サービス (指定介護予防サービス基準第253条に規定する基本サービスをいう。以下同じ。)に規定する養護老人ホームをいう。))である指定介護予防特定施設において、別に厚生労働大臣が定める者に対して基本サービスを行った場合に、障害者等支援加算として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

2 指定介護予防訪問介護 (1月につき)

利用者に対して、指定介護予防訪問介護 (指定介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者 (指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等 (定める者等第1号に規定する者を除く。))が、指定介護予防訪問介護を行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問介護費 (以下「介護予防訪問介護費」という。))の注1のイからハまでの区分に応じて、介護予防訪問介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問介護費の注1から注7まで及びロについては適用しない。

3 指定介護予防訪問入浴介護

利用者に対して、指定介護予防訪問入浴介護 (指定介護予防サービス基準第46条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者の看護職員1人及び介護職員1人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費 (以下「介護予防訪問入浴介護費」という。))に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問入浴介護費の注1から注7まで及びロについては適用しない。

4 指定介護予防訪問看護

通院が困難な利用者 (末期の悪性腫瘍その他定める者等第3号に規定する疾病等の患者を除く。))に対して、指定介護予防訪問看護 (指定介護予防サービス基準第62条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者の看護師等が、その主治の医師の指示 (指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)に基づき、主治の医師が交付した文書による指示)及び介護予防訪問看護計画書 (指定介護予防サービス基準第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。以下同じ。)に基づき、指定介護予防訪問看護を行った場合には、現に要した時間ではな_く、介護予防訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定する (所要時間が30分未満のものについては、指定介護予防訪問看護が夜間若しくは早朝又は深夜に行われる場合に限り、算定する。))。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行った場合は、次に掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。なお、介護予防訪問看護費の注1から注9まで及びロについては適用しない。

イ 所要時間30分未満の場合	383単位
ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合	747単位

5 指定介護予防訪問リハビリテーション（1回につき）

通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費（以下「介護予防訪問リハビリテーション費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問リハビリテーション費の注1から注4まで及びロについては適用しない。

6 指定介護予防通所介護（1月につき）

利用者に対して、指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第62号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）において、指定介護予防通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費（以下「介護予防通所介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防通所介護費の注1から注5まで並びにロ、ハ及びトについては適用しないこととし、ハからホまでについては、次のとおり算定することとする。

イ 運動器機能向上加算

注 介護予防通所介護費のハの運動器機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。 203単位

ロ 栄養改善加算

注 介護予防通所介護費のこの栄養改善サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。 135単位

ハ 口腔機能向上加算

注 介護予防通所介護費のホの口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。 135単位

7 指定介護予防通所リハビリテーション（1月につき）

利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）において、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費（以下「介護予防通所リハビリテーション費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防通所リハビリテーション費の注1から注5まで並びにホ及びヘについては、適用しないこととし、ロからニまでについては、次のとおり算定することとする。

イ 運動器機能向上加算

注 介護予防通所リハビリテーション費のロの運動器機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。 203単位

ロ 栄養改善加算

注 介護予防通所リハビリテーション費のハの栄養改善サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。 135単位

ハ 口腔機能向上加算

注 介護予防通所リハビリテーション費のこの口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。 135単位

イ 個別機能訓練加算

注 介護予防通所介護費の注6の個別機能訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。 24単位

8 指定介護予防福祉用具貸与（1月につき）

利用者に対して、指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防福祉用具貸与を行った場合には、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防特定施設の所在地の特定施設入居者生活介護に適用される単位の1単師で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを切り捨て得た単位数）を算定する。なお、介護予防福祉用具貸与費の注1から注3まで及び注5については適用しない。

9 指定介護予防認知症対応型通所介護

利用者に対して、指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービス事業所の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。以下同じ。）第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第75号に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）において、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の基準（平成18年厚生労働省告示第128号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費（以下「介護予防認知症対応型通所介護費」という。以下同じ。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第66号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、介護予防認知症対応型通所介護費のイ(1)若しくは(2)又はロ(1)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注5まで並びに注9並びにハについては適用しないこととし、イ及びロの注6から注8までについては、次のとおり算定することとする。

イ 個別機能訓練加算

注 介護予防認知症対応型通所介護費の注6の個別機能訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。 24単位

ロ 栄養改善加算

注 介護予防認知症対応型通所介護費の注7の栄養改善サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。 135単位

ハ 口腔機能向上加算

注 介護予防認知症対応型通所介護費の注8の口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。 135単位

○厚生労働省令第14号

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第36号）第六十八條第三項及び第八十七條第三項の規定に基づき、介護保険法施行規則第六十八條第三項及び第八十七條第三項に規定する厚生労働大臣が定めるサービスの算定に要する費用の額（平成十二年厚生省告示第三十八号）の一部を次のように改定し、平成二十一年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 舛添 要一

第一号中「注10」の下に「から注13まで」を「注3」の下に「から注5まで」を加え、「第三号中「注4」の下に「から注6まで」を加え、第五号中「注1」の下に「から注3まで」を加え、同号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

平成二十一年四月十三日

門前町深田、門前町鬼屋、門前町廣瀬、門前町日野、門前町上河内、門前町西中尾、門前町小石、門前町神前、門前町植戸、門前町猿橋、門前町赤神、門前町入山、門前町飯川、門前町田代、門前町久川、門前町大泊、門前町大谷、門前町屋、門前町腰細、門前町原月、門前町北川、門前町切狭、門前町木原、門前町小山、門前町清、門前町白禿、門前町千代、門前町新町、門前町前、門前町分、門前町千代、門前町地、門前町中田、門前町分、門前町中谷、門前町馬場、門前町中、門前町西、門前町二又、門前町馬渡、門前町藤浜、門前町山是清、門前町渡瀬、門前町南、門前町大生、門前町山是清、門前町渡瀬、門前町田、門前町道下、門前町鹿見、門前町勝、門前町木、門前町道下、門前町黒島町

に改める。

静岡県の中

浜松市 横川(九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。)佐久間町半場

を

浜松市 横川(九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。)佐久間町半場

に

島田市 伊久身及び千葉

を

伊豆市 土肥(字平石の地域に限る。)及び小土肥(字石上の地域に限る。)

岡部町 三ツ野、野田沢、青羽根及び玉取

を

島田市 伊久身、千葉、川根町家山、川根町抜里及び川根町葛籠

に改める。

鳥取県の項を次のように改める。

八頭町 小別府、新興寺、安井宿、桜ヶ丘及び日下部

福岡県の項中「才田」を「嘉穂才田」に改める。
鹿兒島県の項を次のように改める。

伊佐市 大口笹野、大口羽月山神、大口羽月西、大口青木東、大口針持及び大口曾木

○厚生労働省告示第八十二号

厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数(平成十八年厚生労働省告示第六十五号)の規定に基づき、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護等に係る厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。
平成二十一年三月十三日 厚生労働大臣 外添 要一

一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護等に係る厚生労働大臣が定める者
厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数(平成十八年厚生労働省告示第六十五号)以下「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費等のサービスの種類等」という。別表第一の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービスの注2の厚生労働大臣が定める者
知的障害又は精神障害を有する利用者であつて、これらの障害の状況により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第百九十二条の二に規定する基本サービスの提供に当たつて、特に支援を必要とするもの

二 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービスの注2の厚生労働大臣が定める者
知的障害又は精神障害を有する利用者であつて、これらの障害の状況により、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)第二百五十三条に規定する基本サービスの提供に当たつて、特に支援を必要とするもの

○厚生労働省告示第八十三号
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成二十二年厚生省告示第十九号)、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十二年厚生省告示第二十号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十七号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。
平成二十一年三月十三日 厚生労働大臣 外添 要一

一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成二十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という)の訪問介護費の注11、訪問入浴介護費の注5、訪問看護費の注6及び福祉用具貸与費の注2、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十二年厚生労働省告示第二十号)別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表(以下「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」という)の居宅介護支援費の注4並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という)の介護予防訪問介護費の注4、介護予防訪問入浴介護費の注5、介護予防訪問看護費の注6及び介護予防福祉用具貸与費の注2の厚生労働大臣が別に定める地域

厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成二十二年厚生省告示第二十二号)第二号のその他の地域であつて、次のいずれかに該当する地域のうち厚生労働大臣が定める地域(平成二十二年厚生省告示第二十四号)に規定する地域を除いた地域

イ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯

ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地

ハ 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

ニ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域

ホ 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域

二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注12、訪問入浴介護費の注6、訪問看護費の注7、訪問リハビリテーション費の注2、介護費の注5、通所リハビリテーション費の注7及び福祉用具貸与費の注3、指定居宅介護支援、介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注5並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問介護費の注5、介護予防訪問入浴介護費の注6、介護予防訪問看護費の注7、介護予防訪問リハビリテーション費の注2、介護予防通所介護費の注2、介護予防通所リハビリテーション費の注2及び介護予防福祉用具貸与費の注3の厚生労働大臣が別に定める地域

イ 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

ロ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項に規定する豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯

二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地

ホ 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村

ハ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島

ト 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

チ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域

リ 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域

又 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

○厚生労働省告示第八十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十八条第三項及び第八十八条の二第十三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目(平成十一年厚生省告示第九十四号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日

第二項中「尿が」を「尿又は便が」に改める。

第三項に次の一号を加える。

七 入浴用介助ベルト

厚生労働大臣 外添 要一

○厚生労働省告示第八十五号

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)第四号の規定に基づき、厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額(平成十九年厚生労働省告示第百二十二号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 外添 要一

別表を次のように改める。

別表

1 夜間対応型訪問介護費(1) 基本夜間対応型訪問介護費(1) 市町村独自加算(一月につき)

注1 上記については、次に掲げる要件を満たすものとして市町村が定める要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。において、厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数(平成十八年厚生労働省告示第263号)別表(以下「夜間対応型訪問介護費単位数別表」という。)の基本夜間対応型訪問介護費を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること。

(二) 地域における支援体制が確保されていること。

(三) その他利用者へのサービスの質の向上等に資すると認められること。

2 注1の(一)から(三)までの各要件については、当該要件を満たす複数の異なる要件を定めることができる。

3 市町村が各要件について定める単位数の合計は、300単位を超えない範囲内であればならない。

2 夜間対応型訪問介護費(II) 市町村独自加算(一月につき)

150単位、100単位又は50単位のうち市町村が定める単位数

注1 上記については、次に掲げる要件を満たすものとして市町村が定める要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。

(一) 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること。

(二) 地域における支援体制が確保されていること。

(三) その他利用者へのサービスの質の向上等に資すると認められること。

2 注1の(一)から(三)までの各要件については、当該要件を満たす複数の異なる要件を定めることができる。

3 市町村が各要件について定める単位数の合計は、300単位を超えない範囲内であればならない。

3 小規模多機能型居宅介護費

小規模多機能型居宅介護費(市町村独自加算(一月につき))

300単位、200単位又は100単位のうち市町村が定める単位数

注1 上記については、市町村が地域の実情等を勘案して設定した要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ)において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。

2 注1の要件については、当該要件を満たす複数の異なる要件を定めることができる。

3 市町村が各要件について定める単位数の合計は、1,000単位を超えない範囲内であればならない。

○厚生労働省告示第八十六号

職業に必要な知識等の習得に資する教育訓練又は職業能力試験の認定に関する規程(平成五年労働省告示第百八号)第一条第一項の規定により次の教育訓練及び職業能力試験を平成二十一年三月十三日付で認定したのと同規程第十一条の規定に基づき告示する。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 外添 要一